

平成 23 年度第 4 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
(1) 平成 23 年度入札契約執行状況 (平成 23 年 12 月末)
(2) 談合情報への対応状況
- 3 審議
抽出審議
- 4 閉会

平成23年度 第4回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	吉岡 征雄
委員	赤淵 由紀彦
委員	伊勢田 和幸
委員	大野 由夏
委員	蟹江 俊仁 (欠席)
委員	柴口 幹男

委員は五十音順、敬称略

関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	主 幹	長 内 司
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	石 本 雄 一
"	主 査	川 瀬 正 博
建設部建設管理局建設情報課	建設情報課長	石 原 敏 夫
"	主 幹	南 部 泰 藏
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	平 館 孝 浩
"	主 査	高 屋 光 行
建設部建築局計画管理課	課 長	山 崎 雄 二
"	主 幹	小 谷 修
"	主 査	木 村 剛
出納局総務課	主 幹	原 田 隆 之
"	主 査	阿 保 恵 一

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	局 長	出 町 祐 二
総務部行政改革局行政改革課	課 長	朝 倉 浩 司
"	主 幹	川 崎 昭 博
"	主 査	高 道 智

平成23年度第4回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

おはようございます。定刻より若干早いですけれども、皆様、お揃いですので、平成23年度第4回北海道入札監視委員会を開催いたします。

本日は、蟹江先生がご都合により欠席されておりますけれども、委員会設置要領に基づく開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、吉岡委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 平成23年度入札契約執行状況(平成23年12月末)

(委員長)

おはようございます。それでは、報告事項の1番目「入札契約執行状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

平成23年度入札契約執行状況について、説明に入る前に、先に配付資料についてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料にあります「平成23年度第4回北海道入札監視委員会の次第」の中の下段にあります配付資料についてご説明させていただきたいと思っております。 から までの資料を、今回配付させていただいております。委員については、この7点全て配付しているところがございますが、下の注意書きに書いてあるように、一部の資料につきましては、大冊につき、または、取扱注意が含まれているため、委員のみの配付する資料とさせていただきます。また、 に資料については、取扱注意につき、本委員会終了後、回収させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1 「平成23年度入札契約執行状況(平成23年12月末)」について、ご説明させていただきたいと思っております。座らせて説明させていただきます。

1ページ目をめくっていただきたいと思います。

1点目の「発注3部の工事における一般競争入札の執行状況」でございます。

平成22年度年間分の一般競争入札は、実施率が80%に対し、本年12月末時点で79.7%となり、0.3ポイント下降したところでございます。

この下降した要因としては、道では原則1千万円以上の工事は一般競争入札に付しておりますが、1千万円未満の工事による指名競争入札の件数の割合が昨年度より多かったことから、ポイントが若干下回ったところでございます。

続きまして、2点目の「発注部門別の落札率の状況」でございます。

工事部門の落札率ですが、発注3部関係について、平成22年度年間分に対し、0.1ポイント下降した落札率93.3%で推移しております。また、企業局や北海道警察などその他部門を含めた全体計でも、0.1ポイント下降した落札率93.1%となっております。

資料2ページ目に移らせていただきます。

委託部門の落札率については、発注3部では前年度の同数値の92.1%、その他全体計でも0.1ポイント下回った92.0%となっております。

次に3点目の項目「入札方式別落札率の状況」でございます。

一般競争入札の落札率93.1%に対し、指名競争入札では93.9%と若干高い落札率になっておりますが、一般競争入札と指名競争入札の合計の落札率は、前年度から0.1ポイント下降している状況となっております。

続きまして、3ページ目に移らせていただきたいと思います。

3ページ目は、発注3部関係における部門別入札・契約実績状況となっております。

4～5ページは、発注機関毎の工事及び委託の入札・契約実績でございます。12月末時点で工事については、3,746件、委託については、4,523件を発注したところでございます。

続きまして6ページ以降は、その他報告事項となっております。

7ページ目に移らせていただきます。

前回の入札監視委員会で、委員からの質問に対する回答について触れさせていただきたいと思います。

(1)のところでは、北海道警察の委託の落札率について、平成23年度入札契約状況の6月末において、説明したところでございます。

平成23年6月末時点で79.1%と22年度に対して10ポイント以上下降している要因について委員からの質問がありました。

それに対して、落札率が低い状況としては、6月末時点で委託業務が1件の実績となっていた部分について、ご説明させていただいたところです。

併せて、平成19年～23年度の北海道警察の委託の入札契約実績について、明示したところです。その実績については、8ページ目に書かれている表で説明したところでございます。

7ページに戻りまして、今回、委員からの再質問のあった部分については、平成21年度の北海道警察が発注した委託15件のうちの2件が、低い落札率という状況になっておりました。具体的には、ここで触れさせていただいております2件の委託の落札率が45.4%と39.2%となっていることから、委員からの再質問としては、「予定価格が適正なものであるか、また、最低制限価格にかからなかったのか」というご質問がありました。

今回ご報告させていただく部分については、委員からの質問としては、「予定価格が適正なものか」という質問に対し、北海道警察に確認したところ、積算については、建設部の単価歩掛かり等に基づき算出したものとなっておりました。

また、「低い落札率に対し、最低制限価格にかからなかったのか」ということについては、

該当2つの業務に係る入札については、予定価格が250万円以下であり、かつ、公告が平成21年度中に行ったものであるため、最低制限価格は設定していなかった状況にありました。

なお、委託の最低制限価格の設定対象額については、平成21年度以前は250万円を超える価格に対して最低制限価格を設定しているところですが、平成22年度以降は、100万円を超える委託業務に対して最低制限価格を設定しております。

また、今回、落札率が低い状況でしたが、この2つの委託業務に関しては、契約の目的どおり完成したということと併せてご報告させていただきます。

以上でございます。

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問はありますか。

(委員)

基本的なことですが、最低制限価格は何処がどうやって決めているのか。例えば予定価格に0.7掛けとかですか。

(事務局)

最低制限価格につきましては、工事や委託業務に対してそれぞれ設定しています。具体的な設定方法については、二つポイントがあります。まず、一つは、予定価格の10分の6～10分の8の間に設定とします。

また、設計などの業務につきましては、それぞれの積算の中に直接業務費や技術的経費そういった部分が構成されていますが、具体的にいいますと、土木設計の場合でいけば、直接業務費については全額、技術経費は0.6を乗じ、諸経費については0.6を乗じたものを合計したもの、それと、もう一つは、直接業務費と技術的経費を足して、それに1.28を乗じた額を出しまして、それぞれの算定式を比較した時に、その高い方の額に消費税を加え、設定したものが最低制限価格となります。

具体的に何%になるかというお話ですが、委託業務に関しては、それぞれの業務によって率が異なるんですが、大体でいくと、予定価格の概ね70%前後の率になっております。

(委員)

工事の最低制限価格は？

(事務局)

工事の方も最低制限価格設定の方法が異なっております。

これも同じように、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で設定しています。

この中で、工事の積算としては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の額で構成されていますが、直接工事費の95%、共通仮設費については90%、現場管理費については85%、一般管理費については65%をそれぞれ乗じて得た額の合計して、消費税を加えた額を、最低制限価格として設定しています。

率で言いますと、工事の最低制限価格については、予定価格の概ね90%の率となっております。

(委員)

その90%と70%の違いというのは、間接経費の割合の方が、委託費は高いということですか。

(委員長)

部局の方から直接、事務局じゃなくて、詳しい方が説明してください。

(建設部)

測量とか委託業務の積算の場合は、直接人件費に加えて、技術経費と直接経費、その諸経費の割合は、委託の方が高いですし、大体、色々なケースがありますけれども、3倍ぐらいになったりします。

工事の場合は、大体、諸経費が、委託によって変わってきますけれども、直接工事費に対して45%から70～80%ぐらいで、倍になるとかというような諸経費にはなっていませんので、そう考えますと、委託業務の方が、諸経費率が高いということになります。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

他にありますか？

なければ、一つだけちょっと、7ページの下、確認と回答の欄の回答の1行目で、積算については、建設部の単価分掛かり云々とあったが、この建設部というのは、警察部内ではなくて、部局的には北海道の建設部ですか？

(事務局)

はい。

(委員長)

はい、よろしいですか。

それでは、次の報告事項の2番目「談合情報対応状況」について、説明してもらいます。

(2) 談合情報への対応状況

(事務局)

それでは、資料2-1の「談合情報対応状況」に基づき説明させていただきたいと思えます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に記載のとおり、23年度で6件の談合情報があります。

そのうちNo1～No4までについては、前回と前々回の委員会で説明をしたところでございます。

5番目と6番目が、今回説明する談合情報になります。

それぞれ、1月12日にオホーツク総合振興局網走建設管理部のものと、6番目の、1月10日と1月31日に後志総合振興局小樽建設管理部のものです。

3ページ目に移らせていただきます。

今回、5番目については、オホーツク総合振興局の網走建設管理部の制限付き一般競争入札において、工事の発注を行う予定でしたが、入札執行の前に談合情報が入りました。

その談合情報については、一般競争入札の参加者名を全て概ね正確に指摘する内容のものであります。

この情報については、精度が高く、談合の疑いが強いと判断し、事情聴取などの調査をすることなく、入札を取りやめにしました。

委員のみに配付している資料2-2の方に移らせていただきたいと思います。

こちらの方の1ページ目を見ていただきたいと思いますが、1ページ目には、この談合情報の報告書、2ページ目の方には、FAXによる談合情報の内容が書いてあります。3ページ目については、こちらは発注機関で作成している入札の参加状況の一覧です。

4ページ目については、談合情報の対応経過報告書となっております。

これらの情報については、公正取引委員会や北海道警察に報告し、そちらで捜査するものと考えております。

なお、その後の発注については、資料2-2の7ページ目を見ていただきと思います。

7ページ目のタイトルが、契約締結決定内訳表となっておりますが、本工事の方では、他の発注する工事と組み替えをして、当初の入札参加者を指名しない形の指名競争入札を行いました。

具体的には、資料2-2の8ページ目のところにあります。8ページ目には、当初入札の参加予定業者と、組み替えして競争入札で参加した業者を一覧表にしたものであります。

当初入札参加者で、印が付いていて太枠で囲っているものが、談合情報で指摘のあったものです。また、変更後のと の二つの工事は、工事内容を組み替えして、当初とは違う業者に落札、契約した状況となっております。

すみませんが、また、資料2-1に戻らせていただきたいと思います。

6番目の後志総合振興局小樽建設管理部の談合情報の案件でございます。

1月12日に、7社による指名競争入札で委託業務の発注を行う予定でありました。入札執行の前に談合情報が入りました。

関係業者への事情聴取を行いました。談合の事実が確認できなかったことから、当初の入札を取りやめ、当初入札参加者7社プラス7社を合わせた14社で、2月2日に入札

する予定でいました。

さらに、2回目の談合情報が入ったのが、1月31日です。談合情報の内容としては、当初から、変更後の14社で入札を行う委託業務の外に、もう1件委託業務に対しても談合情報があるという内容でございました。

2件の委託業務に対し、指名参加予定の業者に事情聴取を行った結果、談合の事実は確認できませんでした。

なお、再度の発注について検討した結果、3月中に完成できる期間が確保できないことから、年度発注を見送ったところでございますが、発注した後の対応については、別途ご報告させていただきたいと思っております。

つづきまして、談合情報の対応に係る前回の委員会の質問に対する報告事項について、説明させていただきます。

前回4番目の談合情報が、メールで送付されてきたところでした。

具体的なものについては、委員のみに配付しております資料2-2で説明させていただきます。ページは50ページになります。

前回報告した書類ですが、この資料では、メールで送られた談合情報の内容が、表記されております。

その文章の具体的な部分については、この公開の場所では申し上げられませんが、メールを発信した者が、下線で示しているように、談合情報の確度が高いほか、発注機関である道が、情報提供者に接触しないのか、また、接触しないのはなぜか？という委員からのご質問がありました。

この質問につきましては、談合情報マニュアルを作成した部局である出納局の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

(出納局)

出納局でございます。制度を所管する立場からお応えさせていただきます。

談合情報対応手続きにつきましては、情報提供者への接触については、特に規定してございません。

談合情報対応手続きでは、情報提供者の身元、氏名、談合情報の内容等について、記録することとしておりまして、電話または面談により談合情報の提供があった場合は、詳細に内容を聴取することになりますけれども、投書・FAX・メール等、現に情報提供者と接触しない状態で、談合情報の提供を受けた時には、提供のあった情報の内容に拠りまして、談合情報の認否及びその後の入札契約手続きを行うこととしておりまして、情報提供者へ更なる情報提供を求めることとする定めはございません。

今回のような場合、匿名での情報提供に関しまして、メールアドレスが判明したものに つきまして、更なる情報提供を目的といたしまして、情報提供者に接触を行うこととした場合、道からの返信メールを受け取るパソコン等の状態がわからない訳ですから、匿名の情報提供者に接触できる確実性があるのかということ、また、情報提供の事実が第三者に

漏洩するなど、情報提供者に不利益な状況を生じさせる恐れがあるのではないかとということ、さらには、談合情報の提供を容易に行える今の環境を阻害する恐れがあるのではないかとということが考えられます。

以上のようなことが考えられることから、今回のような場合は、情報提供者への接触については、極めて慎重に判断すべきものと考えております。以上でございます。

(委員長)

何か、ご質問ありますか？

よろしいですか。はい、それでは次に、抽出審議を行います。

(事務局)

抽出審議は、「北海道入札監視委員会設置要綱」第4の5の規定により非公開となっております。抽出審議関係者以外の方は、退室されるようお願いいたします。

(休憩)

3 審 議

抽出審議

(事務局)

それでは、準備が整いましたので、審議を行います。

今回の審議案件につきましては、建設部建築局の工事3件を抽出して行います。

それでは、委員長よろしくお願いたします。

(委員長)

はい、それでは、審議を始めますが、まず、建設部の一番目の工事について、説明をお願いします。

(建設部)

資料の1ページでございますけれども、北海道立近代美術館大規模改造工事の工事概要について、ご説明します。

施設概要でございますけれども、所在地は札幌市中央区北1条西17丁目。構造につきましては、鉄筋コンクリート造、3階建て。規模につきましては、延べ床面積が9,070㎡の建物でございます。

2番目の工事概要でございますけれども、昭和52年6月に新築されまして、築後33年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。また、平成19年に実施した吊り天井構造調査により、天井吊りボルトの耐震補強が必要となっております。

このため、施設環境改善の観点から、施設の劣化部分の改修及び天井吊りボルトの耐震

補強を行うため、大規模改造工事を実施しているところでございます。

具体的な内容につきましては、外部改修としまして屋上防水改修、それから外壁タイル改修、そして外部建具改修、窓枠と外壁との間をシーリング改修するという風にですね、ネジなどを交換するんですが、そういったシーリング改修ということになります。内部改修につきましては、天井部分は、格子状の天井になりますけれども、天井ルーバー耐震補強改修、それからボイラー・冷水発生機といった冷暖房設備の更新、設備配管更新などを実施しております。

工期につきましては、平成23年6月17日から平成24年3月9日までとなっております。工事概要につきましては、以上でございます。

(委員長)

事後審査型を取ることのメリットは何ですか。

(建設部)

事前審査でございますと、参加者全員の資格審査を事前に行って、入札を行うことでございますけれども、事後審査ということになりますと、入札の結果、予定価格と最低制限価格の間で最も価格の低い参加者を落札選定者として、その方1件の資格審査を行う。そうすることで、事務の効率的な執行と言いますか、事務の軽減が図られると考えております。

(委員)

事務は、一般的なんですか。

(建設部)

基本的には、総合評価方式だとか、そういったもの以外につきましては、事後審査を行っているのは一般的だと思います。

(委員)

資格審査の件ですけれども、業者さんの方では、自分がその資格を、条件を満たしているかどうかというのは、自分で分かるものですよ？資格を満たしていると思って入札して、その結果、審査結果が出たらダメだったというのは、きちっと業者さんが、自分で資格をチェックすれば、チェックリストのようなものでチェックすれば、結果はわかるものですよ。

(建設部)

入札条件は、示しておりますので、参加者は、自分が条件に合っているかは確認できると思います。

(委員長)

各社の入札額にかなりばらつきがあるが、何か思い当たるって言うか、この分のこうい

うところだったらばらつく何か要因があるのですか。

(建設部)

一般的って言いますか、入札に当たっては、それぞれ企業が、工事の施工条件だとかです、技術者の状況だとか、経営状況など色々なことを判断して、価格を決めて、入札するということになるものですから、一概にこのことが原因というのは、コメントするのは、難しいかなと思うんですけど。

(建設部)

入札において約2億1千万円で応札した会社がありますが、比較的札幌圏は応札者の数が多く、結果として価格のばらつきが見受けられる。

これは競争性による価格の争いという結果かなという風に考えているところではあるんですけど。

(委員長)

結構、規模的にも色々な会社が参加しています。

(建設部)

基本的にはA等級の工事でございますので、クラス的には、それなりの規模の会社となっております。

(委員)

大手ゼネコンは応札しないのか。

(建設部)

特にゼネコンというか、我々、発注に大手ゼネコンと道内ゼネコンと、そういう呼び方をさせていただいていますが、この関係でお見えになっている皆さんは、北海道におきますとA等級で、それなりに官公庁の実績を持っている、我々で言うゼネコンという考え方でございます。

(委員)

道内の会社に限定した訳ではないんですよね。

(建設部)

いいえ、これは道内、札幌圏、エリアは後志・石狩でございます。

もう少し、工事の規模が大きい場合になりますと、道外の皆さんにご参加いただくことはありますけれども、今回は道内でございます。

(委員)

今回のこの案件の工種的に言いますと、比較的積算しやすい工種と考えてよろしいで

すか？わかりやすく言います。積算の色々なシステムを使ってはじき出しやすい？新築とは違いますので。

（建設部）

一概には、ちょっといいづらい部分もあるんですけど、基本的には、かなりのものが公表されていますので、この工事に限らず、積算については、しやすい傾向にはあるかと思えます。

ご指摘のように改造でございますので、若干、見積もりを取った積算も入ってございますので、それぞれの会社によっては、見積もりを取る内容によっては、ちょっとばらつきも見られるのかもしれませんが、工事の内容かと思えます。

また、近代美術館という特殊な部分もございますので、道の単価の中で公表していないものについては、見積もりを取りますので、その中で一部、差が出る可能性はあるのかなと考えますけれども。

（委員）

私が今、お伺いしたのは、ばらつきと言うよりも、むしろ近似値が非常に多いという、逆の方の見方をしておりますね、比較的積算がしやすい工種なのかなと思って、今、判断をしていたんですが。

例えばですね、最低制限価格に至らないということで、A社、それと落札者のB社、この数字見ると、ほとんど変わらない状態ですが、ギリギリアウト、ギリギリセーフなんですよね。

これぐらい、設計した積算がしやすいっていうんですか？そのほかの4番のC社も非常に近似された、もう5万円、10万円の世界で、かなり接近した数字がですね、出てくるんです。10万円ぐらいの差になるともっと接近してくるんでしょうけど。そういう意味で積算しやすいのかなと。逆に飛び抜けている方が、不思議だなというぐらい、逆にしてしまうんです。桁が違って、いや、桁が違うわけではないですけども、逆に違和感を覚えるぐらいなので。特に積算しやすいという話ではないという具合に理解して、一概には言えないと。

（建設部）

工事情報も公表してまして、結果的に会社の皆さんからお聞きしないと、何ともお答えしづらいという、ただ、委員ご指摘のように、確かに近い数字もございますので、ただ、うちとしては、必ずしも大規模改造で、近代美術館ということもございますので、そこに能力のある各会社が集まったということと思えますけども。

（委員長）

これは推測ですけども、最低制限価格というのも、これだけ入ってきたから、要するに、実質、工事費については、大体みんな似たような数字をはじき出しておいて、いわゆる人件費ですね、事務費的などところでギリギリ勝負を懸けたんだろうなということで、価格すれすれのところに多く集まったと予想するぐらいです。

はい、ほかにございませんか？それでは、次の工事にします。

(建設部)

北海道紋別高等学校大規模改造第2期暖房設備工事の概要について、ご説明させていただきます。資料の14ページになります。

施設の概要ですけれども、所在地は、紋別市南が丘町6丁目3番地になります。

構造につきましては、校舎棟と実習棟と2種類がございます。いずれも、鉄筋コンクリート造で、校舎棟は4階建て、実習棟は2階建てになります。

規模につきましては、校舎棟が、延べ床面積6,200㎡、実習棟が、3,785㎡となっております。

2番目の工事概要でございますけれども、教育庁では、校舎棟において、築後20年を経過したものにつきましては、順次、教育環境の改善、建物の耐久性の向上そして建物の損耗・機能低下に対する復旧措置として、大規模改造事業を行っているところでございまして、北海道紋別高等学校は、平成元年3月に新築され、築後23年が経過してございまして、施設の老朽化が進んでいるため、平成22年度より大規模改造工事を行っております。

平成22年度は、外壁改修及び屋上防水工事を行いまして、23年度は内部改修を行っております。

具体的内容としましては、暖房配管及びバルブ・トラップ類の更新、蒸気ボイラーのバーナー部分の更新、真空給水ポンプの更新、ファンコンベクター、ユニットヒーターの更新などを実施したところでございます。

工期につきましては、平成23年6月17日から平成24年3月9日までとなっております。以上でございます。

(委員)

22年度、23年度、今回、24年度ということで、色々やっていますけれども、ダブる工事はないのですか？

(建設部)

22年度から23年度にかけて、2カ年で行っていますけど、22年度は外部の工事をやっています、23年度は内部の工事をやっています。

(委員)

23年度が暖房ですね。22年度と全く工事は別ということで、よろしいですか。

じゃあ、入札者も別な業者が入っているのか、それとも同じ業者がダブっているのか？

(建設部)

一般的に、22年度は外部の工事ですから、工種では建築工事で、建築を主とする業者を、そして今回の工事については設備関係ということですから、管工事業を営んでいる別の業者、全く別の業種を持った業者の参加ということになります。

(委員長)

何かほかに質問ございませんか？よろしいですか？

じゃあ、次の3番目の工事に移ります。

(建設部)

はい、資料の24ページをご覧いただきたいと思います。

北海道稚内養護学校大規模改造工事でございます。

1の施設概要につきましては、所在地が、稚内市大字声間村でございます。

(3)の構造でございますけれども、校舎棟が鉄筋コンクリート造平屋建て、寄宿舍棟につきましても、鉄筋コンクリート造平屋建てとなっております。

規模につきましては、校舎棟が延べ床面積2,890㎡、寄宿舍棟が(延べ床面積)1,268㎡でございます。

2の工事概要でございますけれども、稚内養護学校は、昭和52年4月に小学校部と中学校部で開校しまして、平成10年4月から高等部も併設して現在に至っております。

平成14年度に増築した高等部以外の校舎棟と寄宿舍棟につきましては、平成8年度から9年度にかけて大規模改造工事を実施しましたが、外壁及び屋上防水、内部の劣化に伴いまして、第2回目の大規模改造工事を実施するものでございます。

工期は、平成23年6月24日から平成24年2月10日までとなっております。

以上でございます。

(委員長)

何かご質問ありますか？

(委員)

応札したのが2社で少ない状況ですが何かありますか。

(建設部)

ここの公募エリアにつきましては、上川、留萌、稚内の道北3ブロックで、大体概ねA等級の業者数、現在のところ57社いますので、応札をされる方は、複数団体いらっしゃるもので、たまたまということと、地域的なもので、技術者の関係だとかそういった関係だけで、特段、理由というのは、私どもでは承知していない状況です。

公募した条件につきましても、特殊な条件を設定している訳ではございませんので、大体、実績や能力のある会社であれば、参加できる条件となっております。

(委員)

あまりにも少なかった時に、工事の時期をずらしてもう一回、入札をやり直すということとは出来ないのですか？

(建設部)

電子入札で実施してございますので、何社が入札参加しているかは何方も承知しません。

応募者がいれば、入札そのものは制度的に成立しますので、改めて実施はしません。

(委員)

1社でも？

(建設部)

はい、そうです。

指名ですと、1社ということにはなりませんけれども、紙で応札される方ですと、1社しかいないと適正な競争になりませんから、その場合は中止しますけども、電子入札でございますので、1社でもいれば、制度的に成立します。

(委員長)

稚内の工事を旭川の業者が請け負うとコストがね、やっぱり地元、応札している2社とも稚内の業者だから、コストを考えると遠くの業者が請けにくいというか落としにくい。

ほかに何かご質問ありますか？

無ければ、これで工事関係は終わりにして、あとは補足説明があるのかな？

抽出審議は、これで終わりにさせていただきます。建設部の方は、どうもご苦労様でした。それで、今日の審議はこの程度で終わりにします。

事務局の方から何かありますか。

(事務局)

抽出審議の中で4点目の報告事項がありますので、その部分を説明させていただきたいと思えます。抽出審議案件の資料の36ページになります。

36ページのタイトルが、「前回の抽出審議(石狩振興局)に係る報告事項」ということになっています。

(1)の農業土木工事の入札参加等状況について、説明させていただきます。

前回入札監視委員会の中で、石狩振興局の抽出審議を行いました。その中の農業土木工事においては、同種工事かつ同一区域を数年繰り返すと棲み分けをしやすいのではないかという意見がありました。

具体的に言うと、数年間、入札に参加することによって、参加する業者さんが、同じ顔ぶれになるのではないかというご質問でありました。

前回委員会の中のお話では、過去3～4年分の入札参加業者、落札状況がどうなっているのかというお話がありましたので、その部分を調査しました。

前回委員会の抽出審議で、石狩振興局調整課発注工事の新湧地区と中小屋東地区について調査を行ったところですが、この新湧地区については、新篠津村で19年から25年まで事業を行うことになっております。また、中小屋東地区については、当別町と月形町に

またがり、21年から26年で事業を実施する予定になっております。

更にそれらに隣接する地区として中小屋西地区、こちらの方は、当別の方ですが、平成20年から25年の事業期間となっておりますが、こちらの入札参加後の状況を調べることになりました。その調査した結果については、37ページになります。

37ページの表には、左横の欄には、入札参加した業者を一覧表に入れました。上の方については、新湧地区や中小屋西地区、それから中小屋東地区の年度ごとの工事の発注毎の表を項目として出しまして、該当工事に入札に参加している業者については、入札参加・落札した業者については などという形で、表記させていただいた表となっております。

こちらの方については、実際、平成20年から23年までの工事の発注実績について、押さえたところですが、例えば、この上から2段目の入札参加業者については、それぞれ20年、22年、それから23年度に工事の受注をしているところでありますが、入札参加者が必ずしも同じ業者が参加している、同じ顔ぶれになっているかどうかという部分でいうと、この表ではそうならないような状況となっております。

今回、3地区について調査したところでは、具体的に同じ顔ぶれとなる結果は見えなかったところですが、地域・時期によっては、そういった部分の可能性は全くないとは言えないのかという風に思います。

続きまして、また、資料の36ページに戻って説明します。

(2)の測量の激しい競争状況についてでありますけれど、前回の抽出審議の中で、測量の委託について、調査を行ったところでございます。それについては、資料の38ページの抽出審議資料の中で、の「経営体 中小屋東地区 用地1」という業務を、抽出審議で調査していただきました。

その入札契約状況については、資料39ページのとおりです。39ページについては、落札した会社については、上から3番目のCという会社が、73.5%の率で落札したところでございますが、その次に安い2番札の価格については、2社ありますが、94.5%という率となっております。

これについて、前回の委員会でのお話では、1社だけ低価格になっていて、残りの業者が高値になっている状況については、珍しいという状況とのことでした。

そこで今回、調査する方法としては、測量の300万円以下の入札で、低い落札率の状況を、まず調べてみたところです。

この状況については、資料41ページになります。

41ページのA3のサイズで横表になっておりますが、こちらについては、上の方に書いてあるとおり、総合振興局・振興局の調整課と農村振興課で発注した、設計額が300万円以下の測量、落札率が80%以下の入札状況を平成21年度からリストアップしてみました。

その結果、21年度については、委託業務は10件、22年度については、8件、それから23年度については、10件という結果になりました。さらにその中で、入札の応札

している率の状況について表で整理したのが、この調書の中の右側の方にあります。

こちらの方の中には、一番上のところでいくと、入札参加者が全部で19社あるところ、90%以上で応札しているものが8社、80%以上90%未満で応札しているものが7社というように表示させていただきました。

今回、先ほど石狩振興局の抽出審議にありました中小屋東地区のように10%以上の開きがあるものについては、この中で出てくるのが右側の表に書いてある太枠で囲っている部分でございます。

具体的には、21年度の3番目の渡島総合振興局で発注しました測量業務と、22年度はありませんが、23年度においては、1番目と2番目、それから8番目の測量業務について、1社だけ応札額が低い状況になっておりました。

こちらの方については、まとめた資料が40ページにありますので、移らせていただきたいと思います。

上の方で、(2)測量の激しい競争状況ということで、アの表では農政部の委託の入札契約状況について、21年度から810件、22年度は645件、23年度9月末迄で515件の委託業務を発注しておりまして、それに係る入札の発注の形態については、制限付きや地域限定型、指名競争入札で分けられています。

更に、その農政部の委託業務のうち、測量に係る入札契約状況につきましては、イの表のとおり、21年度においては174件、22年度においては154件、23年度9月末迄で124件の測量の委託業務が発注されております。

そして測量のうち低額、この場合の低額というのは設計額が300万円以下、かつ、低落札率、この場合は80%以下を抽出した結果、21年度においては10件、22年度においては8件、23年度9月末迄で10件という状況になっております。

これを地域別で出したものが、(イ)の状況でございます。21年度においては、胆振・渡島・オホーツク・十勝・釧路で発生しております。

22年度においては、胆振・十勝・釧路で発生しております。23年度9月末までにおいては、石狩・渡島・檜山・オホーツク・十勝・釧路で低い落札状況が発生していたところでございます。

エの表においては、この低額、低落札率かつ応札率の差が10ポイント以上の差がある測量について、まとめてみました。その状況としては、21年度が1件、22年度がなく、23年度9月末までが3件ありました。

これを地域別で出しますと、21年度については渡島総合振興局で1件、23年度9月末まで、石狩振興局が2件、十勝総合振興局で1件ありました。

具体的に、この委託業務4件についての契約状況と2番札との差を出したのが一番下の

ウの表のとおりです。21年度の渡島の測量では、契約額189万円に対して、2番札が262万5千円ということで、開きでいうと、金額にして73万5千円ということで、28.9ポイントの差が出ています。

それから、23年度においては、石狩振興局と十勝振興局の測量において、それぞれ10ポイント以上の差が出てきて、支障が出てきているとして、ポイント差としては、16.5から21ポイントほどの差が出てきている状況となっております。

今回、このように調査したのですが、委員からのお話だと1社だけ低価格の応札状況だと珍しいという状況ですが、確かに、統計的にいくと少ないですが、全くそういった事象がないわけではなかったということがわかったところでございます。

以上で、その他報告事項について、報告させていただきました。

(委員長)

これに関するご質問はありますか？

(委員)

先ほど、委託の最低制限価格、予定価格の70%くらい？

(事務局)

はい。この場合は、抽出審議資料の41ページをご覧ください。

(委員)

最低制限価格は、予定価格の70～74%で集中していますよね。

ということは、業者の方は予定価格を推定して、その大体7掛けくらいで入札してくるんですかね？そこまで考えてやるんですかね。

(農政部)

実際ですね、約7割ではなくて、業者としては、きちんと積算して、あと応札金額は会社の状況によってということですから、そこをどれだけ落とすかは、うちの方では読めない部分です。

(委員)

私がもし業者であれば、絶対そうしますよ。

大体、最低制限価格を予想して、そういうのを実行すると思うんですよ。

(農政部)

価格の設定、その辺の駆け引きは、私達の方ではわからないことで、こちらでは何とも言えないところではあると思います。

(委員)

事後情報交換というのは、相当判明はされているんですかね？

業者さん同士で、最低制限価格でひっかかって落とされたとか、事後の情報交換ですから、どうしても訳ですけれども、大体それで見えてくるという部分はあるんじゃないですか？

(委員)

でも、どっちにしても、最低制限価格は計算した上で価格を積算するんでしょうね。

(委員)

ほぼ、計算するんでしょう。

(委員長)

ほかにご質問ありませんか？

それでは、本日の委員会を終了とさせていただきます。

(事務局)

どうも、ありがとうございました。

次回の委員会につきましては、5月下旬以降に実施する方向で、調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(委員長)

はい、それでは終了します。お疲れ様でした。